

職員の給与等に関する報告及び勧告に係る人事委員長談話

本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて勧告しました。

職員の給与等の検討に当たっては、本年も民間給与の実態を把握するための調査を実施しました。調査に御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

本委員会は、この調査結果のほか、国や他の都道府県の職員の給与など給与決定に関する諸条件を慎重に検討しました。その結果、本年は、給料月額については、全体を引き上げ、業務遂行において重要な役割を担う中堅層以上の職員については令和7年を上回る改定を行うとともに、引き続き初任給の引き上げを行うこと、特別給（ボーナス）については、期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げることが適当と判断しました。

また、本年、人事院が勧告した転居に関する手当の新設等について、給与制度はこれまで国家公務員の制度を基本に措置してきていることから、国の制度に準じて措置することが適当と判断しました。

併せて、人材の確保・育成等、働き方改革・良好な勤務環境について報告しました。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権の制約に対する代償措置として設けられ、社会一般の情勢に適応した職員の適正な処遇を確保することを目的に、地方公務員法に定める給与決定の原則に従って行われるものです。第三者機関である本委員会の勧告により職員の給与を決定する仕組みは、長年の経緯を経て、県民の理解を得ながら定着してきたものであり、職員の適正な給与を保障することは、人材の確保や労使関係の安定など、能率的な行政運営に寄与するものです。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者としての責務を自覚し、公平公正な職務遂行に努めるとともに、高い倫理観を持って県民の信頼に応えていくこと、また、新たな時代の様々な行政課題に県民の視点に立って取り組み、職務に精励されることを要望します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会の勧告制度に基づき、職員の適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

令和8年10月1日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一